

### Ⅲ. ボランティアセンター 資料



## 2012 年度ボランティアセンター行事一覧

4 月	<p>「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト3つの協働プログラム</p> <p>新入生ボランティア活動アンケート実施</p> <p>ボランティアセンターオリエンテーション</p>
5 月	<p>国際機関実務体験プログラム説明会開催</p> <p>「戸塚まつり」への参加</p>
6 月	<p>第2回1 Day for Others 開催</p> <p>夏休みボランティア説明会開催</p> <p>第1回ボランティアセンター運営委員会開催</p>
7 月	<p>ソニーマーケティング学生ボランティアファンド報告会開催</p> <p>エル・システムシンポジウム開催</p> <p>NGO アカデミー開催</p>
8～9 月	<p>「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト夏期プログラム実施</p> <p>国際機関実務体験プログラム実施</p> <p>横浜学生スタッフ研修会実施</p> <p>ボランティアファンド学生チャレンジ賞（ボラチャレ）2012 募集開始</p>

10月	<p>ボラチャレ 2012 公開審査会開催 &amp; 奨励団体決定</p> <p>ボラチャレ 2012 授与式開催</p> <p>「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト活動報告会開催</p>
11月	<p>白金祭にて「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト活動報告会開催</p> <p>国際機関実務体験プログラム説明会開催</p> <p>春休みボランティア説明会開催</p>
12月	<p>大槌町シンポジウム開催</p> <p>海外ボランティア説明会</p>
1～3月	<p>国際機関実務体験プログラム実施</p> <p>「Do for Smile@ 東日本」プロジェクト春期プログラム実施</p> <p>大槌町「ありがとうを伝える会」シンポジウム開催</p>

ボランティア活動保険の加入代行（4月・5月・6月・7月・10月・11月・12月・1月）

2012年度ボランティアセンター運営委員

鵜殿博喜(学長)【委員長】  
井上孝代(副学長)  
PRONKO, Michael(文学部)  
曾根博隆(経済学部)  
松原康雄(社会学部)  
毛桂栄(法学部)  
平山恵(国際学部)  
長谷川康男(心理学部)  
GRIMES-MACLELLAN D.M(教養教育センター)  
藤原淳一郎(法科大学院)  
司馬純詩(宗教部長)  
小川文昭(教務部長)  
今尾真(学生部長)  
町田明広(事務局長)  
原田勝広(センター長)  
齋藤百合子(センター長補佐)  
市川享子(コーディネーター)  
仲川美穂子(コーディネーター)

2012年度ボランティア活動推進委員

原田勝広(センター長)【委員長】  
中野敏子(社会学部)  
猪瀬浩平(教養教育センター)  
可部州彦(教養教育センター)  
谷口浩一(学外有識者)  
唐木富士子(学外有識者)  
前嶋昭夫(学外有識者)  
齋藤百合子(センター長補佐)  
市川享子(コーディネーター)  
仲川美穂子(コーディネーター)  
櫻井仁美(学生メンバー)  
照沼俊貴(学生メンバー)

2012年度ボランティアセンタースタッフ

原田勝広(センター長)  
齋藤百合子(センター長補佐)  
三上耕一(センター次長)  
市川享子(コーディネーター)  
仲川美穂子(コーディネーター)  
波多野洋行(ボランティア支援課長)  
中山真澄  
沼尻由香  
酒井弥生

## 明治学院大学ボランティアセンター規程

2010年3月12日 第700回常務理事会承認

2010年2月17日 大学評議会承認

2010年1月15日 第698回常務理事会承認

2009年12月18日 大学評議会承認

(設置)

第1条 明治学院大学（以下「本学」という。）に明治学院大学ボランティアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、共通教育機関として、「他者への貢献」(Do for Others)の精神にのっとり、ボランティア活動を通じた人間教育を行うことを以て目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) サービス・ラーニング・プログラムの企画、実施
- (2) 学生によるボランティア活動の立ち上げなど、学生の自主的活動の支援と助言
- (3) 地域貢献を目指した地域社会との協働によるボランティアプログラムの開発
- (4) 学内外のボランティア活動に関する情報収集と学生への情報提供および相談への対応
- (5) 教職員への情報提供とボランティア活動参加に関する機会提供
- (6) 本学におけるボランティア関連科目に関する協力
- (7) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(運営委員会規程)

第4条 センターの組織および運営に関する重要事項を審議するため、明治学院大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 センター運営委員会規程は、これを別に定める。

(構成)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター長補佐 若干名
- (3) ボランティアコーディネーター 2名
- (4) 非常勤ボランティアコーディネーター 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(センター長)

第6条 センター長は本学専任教員の中から学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第7条 センター長補佐は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティアコーディネーター)

第8条 ボランティアコーディネーターの任用等は、「ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティアコーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第9条 ボランティアコーディネーターは、3年ごとにセンター長の設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 非常勤ボランティアコーディネーターは、契約更新時にセンター長が設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

3 前2項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、センター長補佐、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第10条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行い、若干名の推進委員によって構成される。

3 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家(2名以内)からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

4 センター長は、必要に応じて推進委員以外の者を陪席させることができる。

(学生スタッフ)

第11条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行（第3条第2項、教養教育センター設置による。）
- 4 2004年4月1日一部改正施行（第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。）
- 5 2004年8月1日一部改正施行（第4条ボランティアコーディネーター、事務職員数の変更による。）
- 6 2005年11月1日一部改正施行（第7条ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設）
- 7 2006年1月1日一部改正施行（コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。）
- 8 2006年1月1日一部改正施行（第7条2項非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。）
- 9 2006年4月1日一部改正施行（第3条事務局職制変更による）
- 10 2010年4月1日一部改正施行（基本理念策定委員会の答申に基づき、第2条目的および第3条業務を見直し、第4条運営委員会規程を別途新設し本規程から削除、第5条センター長補佐の人数を変更、第7条センター長補佐は専任教員の中から選する、第9条2項に非常勤ボランティアコーディネーターの評価を明記、3項の評価委員会構成メンバーにセンター長補佐を追加、第10条4項推進委員会参加メンバーを弾力化する条文を追加）。